

防犯

くらしの
情報 HP

子供を犯罪から守りましょう！
覚えよう「いかのおすし」
「いかのおすし」を守って、被害に遭わないようにしましょう。
▼いかのおすし：「いか」：知らない人にはついていけない、「の」：知らない人の車には乗らない、「お」：大声を出す、「す」：すぐ逃げる、「し」：知らせる

▼JKビジネスは危険！

近年、大都市の繁華街を中心に、女子高生によるマッサージ、会話を楽しませるなどの接客サービス売り物とする営業が見られ「JKビジネス」と呼ばれています。見た目は問題のないアルバイト先に見える場合でも、客から児童買春などの被害に遭うなどのケースがあり、安易に働くことは大変危険です。

各種トラブルに遭った場合など日野警察署までご連絡ください。

問 日野警察署 ☎586・0110

税金

くらしの
情報 HP

今月の税金の納期限は7月31日(月)
今月は、固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期の納期です。便利な口座振替をご利用ください。

問 納税課 ☎514・8259

影を行います。また、入選作品(100点程度)はイオンモール多摩平の森で展示します。

規格 四つ切画用紙(38センチ×54センチ)※
ごみ減量・発生抑制、リサイクルを呼びかけるメッセージを必ず作品の中にに入れてください。詳細は募集要領(市HP)にあり(参照)

対象 市内在住・在学の小・中学生
申込 9月1日(金)(必着)までに〒191-0021石田1の20の2クリーンセンター内ごみゼロ推進課へ郵送または持参

問 ごみゼロ推進課 ☎581・0444

環境・生き物

くらしの
情報 HP

犬も自宅でトイレが基本です！
散歩のマナーを守りましょう

「リードは短めに持つ」「途中でフンをしたら、きちんと拾い、自宅で処分」「おしっこをしたら水で流す」などのマナーを守りましょう。
特に糞尿の放置はお困りの方がたくさんいらっしゃると思います。周囲の方のご理解を得られるように、マナーを守った散歩にしましょう。

問 環境保全課 ☎514・8298

保険・年金

くらしの
情報 HP

国民健康保険加入者へ国民健康保険高齢受給者証を発送
国民健康保険の高齢受給者証の有効期限は7月31日(月)までです。新し

ごみ・リサイクル

くらしの
情報 HP

ごみ・資源物は種類ごとに並べて午前8時までに排出
ごみ・資源物の収集は、交通事情や排出状況などで収集時間を変更する場合もあるため、午前8時までに種類ごとに並べてお出しください。万が一収集漏れがあった場合は、ごみゼロ推進課まで住所、氏名、連絡先、ごみの種類をご連絡ください(業務時間外は留守番電話サービスをご利用ください)。

最近カラスなどにごみを荒らされる被害が発生しています。各家庭で、カラスネットなどによる対策をお願いします。また、排出に利用されているプラスチックのかごなどは劣化しますので、定期的な点検をお願いします。

収集車の色 緑色：可燃ごみ・ペットボトル・トレー類、青色(水色)：不燃ごみ・有害ごみ、銀色：びん、青色に黄色のステッカー：びん以外の資源物

※この他、粗大ごみの収集や市内事業所のごみを収集している収集車両が市内を通行しています
問 ごみゼロ推進課 ☎581・0444

事業系ごみの出し方

事業活動に伴う廃棄物は、市の条例により自己処理が原則となってい

い受給者証は一部負担金の負担割合を再判定し、7月下旬にお送りします(表1参照)。

▼3割負担の方は申請により負担割合が2割または1割になる場合があります

平成28年中の収入額の合計が表2の条件を満たしている場合は、申請により負担割合が変わります。該当すると思われる方には、6月にお知らせ(基準収入額適用申請書)をお送りしました。

問 保険年金課 ☎514・8279

国民健康保険で医療を受けている方に医療費のお知らせを送付

健康と医療への認識を深めていただくために、日野市国民健康保険の被保険者で、平成28年10月～平成29年3月に医療機関などの窓口で支払った一部負担金を含む医療費などの

【表1】一部負担金の割合判定基準(8/1から)

区分	平成29年度 住民税課税所得額(課税標準額)※1	一部負担金の割合
一般	下記以外の方	2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)
現役並み所得者	①同一世帯に145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者がいる方 ②同一世帯に昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の国保加入者がいる場合、①の条件に加え、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保加入者の旧ただし書き所得(※2)の合計額が210万円を超える方	3割

※1 住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額などから所得控除を差し引いた額をいい、所得税の課税所得額のことではありません
※2 旧ただし書き所得とは、総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)のことです

【表2】収入額による一部負担金の割合判定基準(8/1から)

世帯区分	平成28年中の 収入額の合計	申請した場合の 一部負担金の割合
①同一世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が本人のみ	383万円未満	2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)
②同一世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が本人以外にいる		
③次の全ての条件に該当する方 (A)①の世帯区分で平成28年中の収入額が383万円以上 (B)同一世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる	合算して 520万円未満	

※収入額とは、必要経費などを差し引く前の金額で、所得額とは異なります

【表3】1カ月の医療費の自己負担限度額(8/1から)

負担	区分	7月まで 自己負担限度額(月額)		8月から 自己負担限度額(月額)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得者※1	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算)(多数回44,400円)※5	57,600円	変更なし
	一般※2		44,400円		
1割	住民税非課税など	8,000円	24,600円	変更なし	57,600円(多数回44,400円)※5
			15,000円		変更なし

※1 住民税課税所得が145万円以上の被保険者およびその方と同じ世帯の被保険者
※2 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます
※3 区分Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方
※4 区分Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税かつ世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方。もしくは老齢福祉年金を受給している方
※5 過去12カ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は44,400円となります
※6 1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の外来の自己負担額の上限額は、144,000円となります



待ち時間をスマホにお知らせ！
番号表示モニターが変わりました

市役所1階市民窓口課、七生支所待合の呼び出し番号表示モニターが新しくなりました。パソコンやスマートフォンから窓口混雑・受付状況を確認でき、空いている時を選んで来庁したり、お待ちいただく時間に一時外出も可能になりました。

また、広告・行政情報モニターが新設され、ケーブルテレビでおなじみの市PR動画ひののソコんとこ調べという市役所からのお知らせ、市内を中心とした事業者の広告などをご覧いただけます。

問 市民窓口課 ☎514-8206、七生支所 ☎591-7712

●剪定枝拠点収集(8月)

日程	持込時間 9:00～11:00	持込時間 13:30～15:30
3(木)	四ツ谷下東公園	日野中央公園
4(金)	御嶽上公園	高幡不動駅北第四駐輪場入口
9(火)	旭が丘中央公園※	リサイクル事務所
10(水)	てっぺん山公園	平山台健康・市民支援センター
15(火)	日野中央公園※	ハケ下公園
16(水)	駒形公園	鳥と緑の日野センター
17(木)	落川公園※	日野台公園
21(月)	新坂下公園	カワセミハウス
22(火)	(通称)ためき公園	沢田公園
23(水)	さいかぢぎ公園	まつばやし地区広場

※は6:00から受付

問 ごみゼロ推進課 ☎581・0444

ごみ減量ポスター募集

入賞作品(15点)は産業まつりで表

上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、皆さまのご理解をお願いします。

問 保険年金課(国民健康保険について) ☎514・8276、後期高齢者について ☎514・8293